

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年6月11日

横浜市契約事務受任者
教育次長

1 契約の概要

南戸塚中学校スプリンクラー修理業務委託

2 履行（納品）場所

戸塚区戸塚町1842番地の1 南戸塚中学校

3 契約日

令和7年5月16日

4 履行期限

令和7年9月30日

5 契約概算額

4,500,000円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市南区大岡3丁目16番8号

ヒドロ工業株式会社

代表取締役 石田 日出夫

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

スプリンクラーが故障し、生徒・教員の熱中症予防及び近隣への砂塵被害防止のため早急な修繕が必要であったため。

8 契約の相手方の選定理由

専用部品であり、設置業者でしか対応できないため。

9 所管課

教育委員会事務局 教育施設課